

大和市告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画第一種市街地再開発事業を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を本市街づくり計画部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画第一種市街地再開発事業

大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし